

令和3年度京都府サービス管理責任者等実践研修実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成を目的として研修を実施します。

2 実施主体

京都府から委託を受けて社会福祉法人京都府社会福祉協議会が実施

3 開催日程・会場・受講定員

		開催日程	会場	受講定員
講義 ・ 演習	1コース	令和4年1月18日(火)終日予定 ～1月19日(水)終日予定	京都テルサ 西館1階 テルサホール	180名
	2コース	令和4年1月20日(木)終日予定 ～1月21日(金)終日予定	京都テルサ 西館1階 テルサホール	180名

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、研修日程を変更、延期若しくは中止する場合又は定員を削減する場合がありますので、御了承下さい。

※各コースの内容は同じです。受講希望のコースをお選びください。受講決定後の日程変更はできません。

※各コースの受講人数の調整を行うため、御希望に添えないことがございます。御了承ください。

※受講申込者が定員を超えた場合は、申込内容を踏まえて優先順位を設定して受講決定をします。

4 受講対象者

次のいずれかに該当するもの

ア. サービス管理責任者等基礎研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者(別紙1-1、1-2参照)で、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

※児童発達支援管理責任者実践研修終了後、児童発達支援管理責任者として指定障害児入所施設等に配置する場合には、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上であることに留意すること。

※令和3年度は令和元年度に基礎研修を修了し、令和元年度までに相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了された方が対象です。

※実務要件については以下の機関へお問い合わせください。

◆京都府内事業所の場合…所管の府保健所福祉課

◆京都市内事業所の場合

・サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室(TEL：075-222-4161)

・児童発達支援管理責任者：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課(TEL：075-746-7625)

イ. 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者又は平成31年4月1日において改正前の児童発達支援管理責任者告示第2号の規定に該当する者であって、同日以降に相談支援初任者研修(講義部分)修了者となったもの(アに定める相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)で、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

※令和元年度までに旧カリキュラムのサービス管理責任者研修の各分野、就労の各分野又は児童発達支

援管理責任者研修を修了し、同日以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した方が対象です。

※注意《必ず御確認ください》

令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者等研修基礎研修の修了者となった方は、経過措置の対象となります。別紙2を必ずご確認ください。

5 受講申込方法及び受講可否について

(1) 申込必要書類

- ・「令和3年度京都府サービス管理責任者等実践研修受講申込書」の提出が必要です。書類の不備により、受付できない可能性がありますので誤記や記載漏れ等に御注意ください。
- ・申込書には、①サービス管理責任者等基礎研修の修了証書の写し及び②相談支援従事者初任者研修講義部分(3日間コース)の修了証書の写し(8日間コース含む)を併せて添付してください。

(2) 受講申込方法

郵送にて、次の書類を令和3年10月1日(金)《必着》までに該当する送付先へ御提出ください。事業所の所在地により、送付先が異なりますので御注意ください。

※配達記録が残る郵送方法(簡易書留、特定記録郵便等)で御提出ください。

府内(京都市外)の事業所…郵送にて所管の府保健所福祉課あてに提出してください。

〔向日市、長岡京市、大山崎町〕

◆乙訓保健所 〒617-0006 向日市上植野町馬立8 (TEL: 075-933-1154)

〔宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町〕

◆山城北保健所 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 (TEL: 0774-21-2193)

〔木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村〕

◆山城南保健所 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 (TEL: 0774-72-0979)

〔亀岡市、南丹市、京丹波町〕

◆南丹保健所 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 (TEL: 0771-62-0361)

〔福知山市〕

◆中丹西保健所 〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 (TEL: 0773-22-3903)

〔舞鶴市、綾部市〕

◆中丹東保健所 〒624-0906 舞鶴市宇倉谷1350-23 (TEL: 0773-75-0856)

〔宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町〕

◆丹後保健所 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 (TEL: 0772-62-4302)

京都市内の事業所…郵送にて下記の実施機関あて提出してください。

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター宛 (TEL: 075-252-6296)

(3) 申込にあたっての留意事項

- ・申込多数の場合は、受講できない場合もありますので御了承ください。
- ・受講配慮を希望される場合は参加申込書に必ず記載した上で申込ください。事前に記載がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができない場合があります。
- ・申込書類は「ワムネット」にも掲載しますので、必要に応じて御使用ください。

「ワムネット 京都」で検索

→メインメニュー「府からのお知らせ(障害福祉関連)」をクリック

→「令和3年度京都府サービス管理責任者等研修(実践研修)」をクリック

(4) 受講の可否について

受講の可否については結果にかかわらず、11月下旬までに申込書記載の所属事業所所在地宛に送付します。11月30日(火)を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター研修課 (TEL: 075-252-6296) まで御連絡ください。

6 受講料（資料代）

2,000円

※受講決定通知に同封の払込取扱票により12月20日（月）までにお振り込みください。
なお、振込手数料は各自で御負担ください。

7 修了証書

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・修了証書には氏名及び生年月日を記入しますので、受講申込書は楷書で読みやすく記載してください。
- ・研修修了のためには全科目、全時間の出席が必要です。そのため、本研修の全ての科目、時間において欠席はもちろん原則として、早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。その他、主催者及び実施機関において受講態度が不良と判断した場合や、指定の課題を期限までに提出できない場合も修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。資料代の返金もできません。

8 事前課題について

- ・受講決定時に予め示した事例について課題に取り組んでいただきます。詳しくは受講決定通知の際にお知らせします。指定する日時までに課題を提出できない場合は修了の認定ができません。
- ・提出事例様式には事業所の確認欄がありますので、必ず事業所の確認をとって課題を作成してください。
- ・また、演習は、作成した事前課題に基づいて実施いたしますので、当日、事前課題をお持ちいただけなかった場合には、演習に参加できないことがあります。

9 その他

（1）感染拡大防止対策について

- ・研修実施においては感染拡大防止に努めます。（マスク着用の徹底、アルコール消毒の実施、学習環境の整備等）
- ・演習当日に体調の優れない方は受講をお控えください。なお、研修会場で著しく体調の不良が見られる方は事務局より受講をお断りする場合があります。同意の上、申込書の「研修受講に関する同意」欄にチェックをお願いします。記入漏れがある場合は申込を受付けることはできません。

（2）会場等について

- ・会場規模が大きいいため、個々人に合わせた温度調整がづらいことがあります。着脱しやすい衣服で調整をお願いします。
- ・昼食は各自御用意願います。

（3）荒天時の対応について

- ・悪天候が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ（<http://www.kyoshakyo.or.jp/>）内の「講座・研修・イベント情報」のページにおいて掲載します。
- ・悪天候等の影響により主催者において研修が実施不可と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

（4）個人情報の取扱いについて

- ・「受講申込書」に記載された個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。

10 問合せ先

実施機関 （福）京都府社会福祉協議会京都府福祉人材・研修センター（TEL：075-252-6296）
主催者 京都府健康福祉部 障害者支援課福祉サービス・障害児支援係（TEL：075-414-4596）

【事業所指定に関連する問合せ先】

（※受講申込者の実務経験が実践研修を受ける要件を満たしているか等）

- 京都府内事業所の場合…所管の府保健所福祉課
- 京都市内事業所の場合
 - ・サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（TEL：075-222-4161）
 - ・児童発達支援管理責任者：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課（TEL：075-746-7625）